

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 県の交付する介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金(以下、「補助金」という。)については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱に定めるものとする。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備、施設等用地の確保による特別養護老人ホーム等の整備促進及び介護人材確保を図るための環境整備等を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する県計画(以下「県計画」という。)に基づくもので、「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく次のものを補助の対象とする。

(1) 施設開設準備経費等支援事業

民間事業者若しくは市町村が設置する特別養護老人ホーム等の施設の開設時(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床、また、訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等)やサテライト事業所の設置の際に必要な初度経費(最大開設前6ヶ月の期間内での設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費(以下「開設準備に要する経費」という。))又は民間事業者が行う開設準備に要する経費に対して市町村が補助する事業

(2) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

民間事業者が特別養護老人ホーム等の用地(本体施設(特別養護老人ホーム等)を整備する際に、合築・併設施設(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等)を整備する場合においては、当該敷地を含む)確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払った一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。以下「一時金」という。)又は民間事業者の一時金に対して市町村が補助する事業

(3) 介護職員の宿舎施設整備事業

イに掲げる介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)の事業者が当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象とする。)の宿舎を整備するための費用の一部を補助する事業

ア 対象事業

- (ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡以下を補助基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- (ウ) 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム(老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第

1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、宿舎を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。(一部改築を含む。) ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

2 前項第2号に掲げる定期借地権設定のための一時金の支援事業については、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも対象となりうるものとする。この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること
- (2) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること

(3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること

3 次に掲げる場合は、第1項第1号に掲げる施設開設準備経費助成等支援事業の対象としない。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる場合
- (2) 他の国庫負担(補助)制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

4 次に掲げる場合は、第1項第2号に掲げる定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象としない。

- (1) 保証金として授受される一時金である場合
- (2) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
- (4) 他の国庫負担(補助)制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

5 この補助金の対象経費と重複して他の補助金の交付を受ける場合は、第1項第3号に掲げる介護職員の宿舍施設整備事業の対象としない。

(補助金交付の対象)

第4条 この補助金の交付対象は民間事業者が実施する事業、市町村が実施する事業又は民間事業者が実施する事業に対し、市町村が補助する事業を交付対象とする。

(補助額の算定方法)

第5条 補助金の対象となる経費は、次項から第5項に定めるとおりとする。

2 第3条第1項第1号に掲げる施設開設準備経費等支援事業の補助額の算定にあたっては、別表1の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基礎単価に第4欄に定める単位の数に乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 第3条第1項第2号に掲げる定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助額の算定にあたっては、別表2の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 第3条第1項第3号に掲げる介護職員の宿舍施設整備事業の補助額の算定にあたっては、別表3の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じ

て得た額を助成額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 5 離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島に所在する場合は、前3項により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 市町村及び民間事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 歳入歳出予算書又は収支見込書(様式第4号)

(申請の取下げ期限)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条第1項の規定により、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して7日以内に申請の取下げをすることができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(4)の区分に従い、各区分に定める条件を付すものとする。

- (1) 県が、民間事業者が実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。)に対して、次の条件を付すものとする。

ア 県補助対象事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 県補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 県補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しては

ならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合を除き、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(ア) この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助金の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合。

(イ) 事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合。

ケ 県補助対象事業者は、県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

コ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

シ 県補助対象事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である県補助対象事業者に戻還する旨、定期借地権契約書に

定めなければならない。なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ス 県補助対象事業者がアからシにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 県が、市町村が実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業(以下「市町村実施事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。

ア 市町村実施事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 市町村実施事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 市町村実施事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合を除き、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。

(ア)この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合。

(イ)事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合。

ケ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、

市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

コ 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 市町村実施事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村長に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。

シ 市町村がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 県が、市町村が民間事業者の実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。

ア 市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

（ア）市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

（イ）市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

（ウ）市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

- (エ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- (オ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (カ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (キ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (ク) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (ケ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、次のa又はbに掲げる場合を除き、速やかに市町村長に報告しなければならない。
- なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- a この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合。
- b 事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合。
- (コ) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (サ) 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる

契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- (シ) 市町村補助対象事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

なお、土地所有者より返還があった場合には、市町村長へ報告しなければならない。また、市町村長に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

- (ス) 市町村補助対象事業者が(ア)から(シ)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ オより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

キ オの(カ)、(ケ)及び(シ)の条件により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入、定期借地権契約の解約による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ク 市町村補助対象事業者がオにより付した条件に違反し、オの(ス)により市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ケ 市町村は、市町村補助対象事業者が行う市町村補助対象事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。

- (4) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等の取扱いについては以下のとおりとする。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)の改正に伴い、令和4年4月以降の事業について、災害レッドゾーンにおける介護施設等の新規整備が規制されたことを踏まえ、災害レッドゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則第3条第1項各号の事業による補助の対象としないものとする。

イ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則第3条第1項各号の事業による補助の対象としないものとする。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること

(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること

- a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
- b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

(5) 第3条第1項各号の事業を活用して施設等を整備するに当たっては、10年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。

(変更申請手続等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1号のイ、ウ、第2号のイ、ウ又は第3号のア、イの規定により知事の承認を得ようとする場合は、あらかじめ介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金変更(廃止又は中止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が、前条第1号のオ又は第2号のオの規定により知事の承認を得ようとする場合は、あらかじめ介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金財産処分等承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(指示申請)

第10条 補助事業者が、第8条第1号のエ、第2号のエ又は第3号のウの規定により知事の指示を求める場合は、介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金指示申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受領した日)から1カ月を経過した日と当該年度の末日とのいずれか早い日までに、介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)精算額算出内訳書(様式第10号)

(2)事業実績報告書(様式第11号)

(3)歳入歳出決算書又は収支決算書(様式第12号)

(県内中小企業者への優先発注)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施にあたって、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例(平成27年島根県条例第45号)に基づき、県内に事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するように努めるものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行し、平成27年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行し、平成30年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行し、平成31年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月7日から施行し、令和2年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月16日から施行し、令和6年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月15日から施行し、令和7年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和8年8月17日から施行し、令和8年度事業より適用する。

別表 1 (施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準)

1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単 位	5 対 象 経 費
県補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護テクノロジーの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
	ア 定員 30 人以上の次の施設			
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム	1,120 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 293 千円とする(※)	定員数	
	・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	5,610 千円	施設数	
	イ 定員 29 人以下の次の施設			
	・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	1,120 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 293 千円とする(※)	定員数	
	・小規模な養護老人ホーム	561 千円	定員数	

※補助基礎単価 293 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 1,120 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数に乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

別表 1のつづき

1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費
市町村補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護テクノロジーの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料について補助を行うに必要な経費
	ア 定員 29 人以下の次の施設			
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,120 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 293 千円とする(※)	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	18,800 千円	施設数	
	・施設内保育施設	5,610 千円	施設数	

※補助基礎単価 293 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 1,120 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数に乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

別表 2 (定期借地権利用による整備促進特別事業の補助基準)

1 区分	2 対 象 施 設		3 補助基準	4 対 象 経 費	5 補助率
【本体施設】			当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額）の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）	1／2
県補助事業	ア 定員 30 人以上の次の施設				
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム				
	イ 定員 29 人以下の次の施設				
	・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの)				
市町村補助事業	ア 定員 29 人以下の次の施設			定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）について補助を行うために必要な経費	
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
【合築・併設施設】				同上	
本体施設の区分による	ア 定員 29 人以下の次の施設				
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ				

別表 3 (介護職員の宿舎施設整備事業の補助基準)

1 区分	2 対象施設	3 補助基準	4 対象経費	5 補助率
県補助事業	介護職員の宿舎施設整備事業			1/3
	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	

※いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。